

市長選と市議補選10月2日投票

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局（☎92-8311）

現職市議会議員の死去に伴い、任期満了に伴う総社市長選挙と市議会議員補欠選挙が同時に行われることになりました。

日程は市長選挙と全て同じで、9月25日告示、10月2日投票です。期日前投票は9月26日から10月1日までです。

■投票

投票時間 午前7時から午後6時まで

投票場所 投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。

※阿曾第1投票所は東公民館阿曾分館です。

投票できる人 次の①と②の両方に該当する人が投票できます。

- ①平成3年10月3日以前（3日を含む）に生まれた日本国民
- ②平成23年6月24日までに総社市へ住民登録・転入届をしている人で、引き続き住民基本台帳に記載され、選挙人名簿に登録されている人

る人

※投票所入場券が届いても、投票日までに総社市外に転出した人は投票できません。

持参するもの 投票所入場券。券を忘れたり、紛失した場合でも、投票でき

選挙の結果・開票速報は

そうじゃメールマガジンで配信



配信を希望する人は、左のQRコードか下の登録用メールアドレスから空メールを送信してください。
登録用メールアドレス
mlent_mmsoja@ml001s.city.soja.okayama.jp

迷惑メールの拒否の設定をしている人は、解除などの操作をし、ml_info@city.soja.okayama.jpのアドレスを受信できるようにしてください。

ますので、投票所の受付へ申し出てください

■期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行くことができない人は、告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票をすることができます。

時間 午前8時30分から午後8時まで

場所 総合福祉センター
方法 投票所入場券（手元に届いている場合）を持参し、期日前投票所内で「宣誓書兼請求書」に必要な事項を記入し、投票してください

南溝手地内に 保育所の 新設決まる

来春開園を目指す

市では、保育所待機児童の解消を図るため、認可保育所の新設とその運営を行う事業者を公募。2事業者から応募があり、選定の結果、定員90人の保育所を南溝手地内に新設するとした社会福祉法人経山会に決定しました。

選定は、市民間保育所設置運営事業者選定委員会（外部有識者などで組織）が、書類や応募者のプレゼンテーションを比較評価して実施。経山会は、平成24年4月の開園を目指します。

問い合わせ こども課
児童保育係（☎92-8265）

おくすり手帳を配布中

問い合わせ こども課子育て支援係（☎92-8268）

はしご受診はやめて

岡山県薬剤師会吉備支部と協働で編集

処方された薬の名前や量などの記録を残せる子ども用の「おくすり手帳」を、岡山県薬剤師会吉備支部と市が協働で編集し、子どもをもつ家庭に配布を始めた。

手帳は、市内の同支部所属の薬局やこども課をはじめ、市が行う乳幼児の健診などの機会に配布しています。医療機関を受診すると

きには持参し、担当医や薬剤師に見せてください。

同じ病気で複数の医療機関を受診するはしご受診の防止と、小児医療費の削減を目的に制作。手帳内には、はしご受診による危険性と、そのことが医療費の無駄づかいになることを訴えるマンガも掲載しています。



子ども用「おくすり手帳」はA6判、32ページの冊子。5000部作成。子育て王国そうじゃのキャラクター「チュッピー」の家族のイラストを多くのページに使い、親しみやすいデザインになっている（上の写真）。半透明の携帯カバーもつき、小児医療費受給資格者証と保険証、診察券を入れるよう小袋もついている（下の写真）

子ども 手当

10月から 月額を支給額を変更

問い合わせ こども課子育て支援係（☎92-8268）

現行（9月分まで）の子ども手当の月額は一律1万3000円ですが、10月分から、次のとおり変更になります。

支給額

- ▼3歳未満（一律） 1万5000円
- ▼3歳から小学生（第1子と第2子） 1万円
- ▼3歳から小学生（第3子以降） 1万5000円
- ▼中学生 1万円
- その他 所得制限については

平成24年の6月分から実施される予定です。

子ども手当認定請求書の提出を！

子ども手当を受け取っている人は、10月中旬に「子ども手当認定請求書」を提出してください。

これは、子ども手当を受ける要件があるかどうかを確認するもので、10月1日現在の状況を記入してください。該当する人には届出用紙を送付します。

子ども手当認定請求書を提出しないと、受給資格があっても10月分以降の手当を受けられなくなります。

また、手当を受けている人で、次のような場合は、必ず届け出をしてください。届け出が遅れたために払いすぎた手当は返還していただきます。

- 転出、出生、死亡、氏名変更があったとき
- 婚姻や離婚などで、養育者に変更があったとき
- 公務員になったとき